

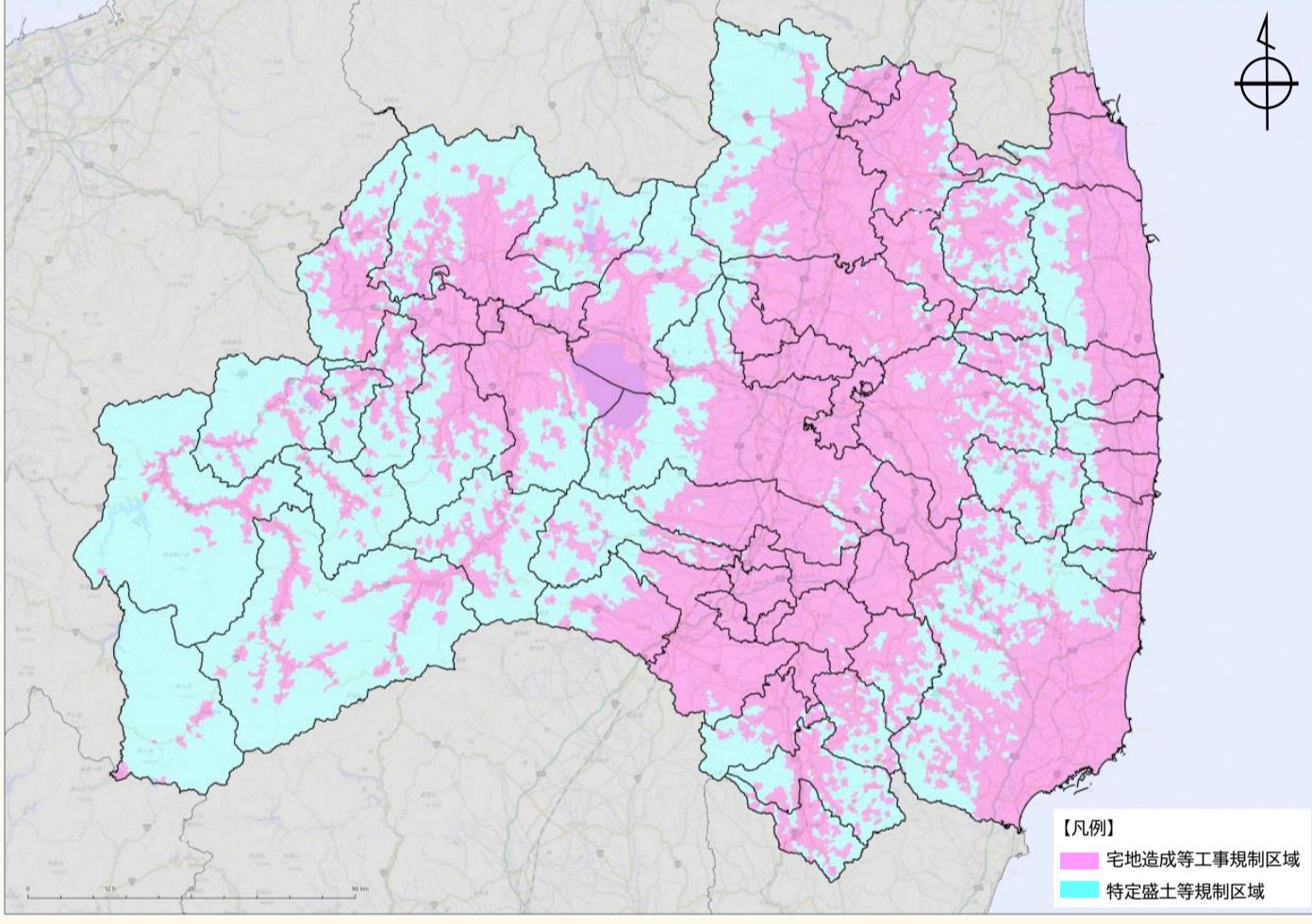
福島県内で盛土等を行う場合は、福島県

規模に応じて許可や届出が必要となります。

令和6年9月24日から福島県全域で盛土規制法による規制が始まりました！

- 白河市、西郷村、矢祭町は、既に規制を開始しています。
- 中核市（福島市、郡山市、いわき市）は、令和6年9月1日に規制を開始しました。
※中核市3市の区域は、市が規制を行います。

福島県内の盛土規制法に基づく規制区域図



許可申請に必要な手続き等

※以下は主な手続きです。必要な手続きについては、ホームページ等でご確認ください。

- ①許可申請前**
 - ・土地の所有者等全員の同意が必要です。
 - ・周辺住民への事前周知が必要です。
- ②許可申請**
 - ・災害防止のための安全基準に適合している必要があります。
 - ・資力、信用等を審査します。
- ③工事着手**
 - ・現場に標識の掲示が必要です。
 - ・定期報告や中間検査が必要となります。
- ④工事完了**
 - ・申請内容や基準への適合を現地で検査します。

許可の対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域 **青文字** 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

崖とは …地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの

【注意】 区域指定の際に既に行われている盛土等については、区域指定日から21日以内に届出が必要となります。また、特定盛土等規制区域内の小規模な盛土等についても、届出が必要となります。

危険な盛土等への対応

- 危険な盛土や、不審な土砂運搬車両を発見した際は、県に情報提供をお願いします。
- 各建設事務所に盛土監視員を配置し、監視体制を強化しています。
- 盛土規制法に違反した場合、行政処分や罰則が適用される可能性があります。

罰金は最大3億円

- ✓ 手続き等の詳細は、福島県のホームページをご確認ください。
- ✓ まずは、最寄りの建設事務所にご相談ください。
- ✓ 福島市、郡山市、いわき市での盛土等については、各市にご相談ください。

福島県 土木部 都市計画課

